

No.183

(令和7年2月28日発行)
(2025年)

ひょうご発

生活情報レポート

Aらしいふ、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、暮らしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、暮らしのエースを目指そうという意味が含まれています。

～気づく・断る・相談する 消費者力をつけよう！～

18・19歳、20歳代に多い消費者トラブル

2022年4月1日に成年年齢が引き下げられ、18歳になると保護者などの同意なしに様々な契約を自分の意思で行うことができます。その一方で、契約には責任が伴い、未成年者取消権による契約の取消しはできません。そのため、悪質業者に狙われ、様々な消費者トラブルに巻き込まれやすくなります。

最近では美容医療やエステなどの「**美**」と、内職・副業などの「**金**」に関する相談が多くなっています。不要な契約はきっぱり断るとともに、おかしいと気づいたら誰かに相談することで、被害を防ぐことにつながります。

また、新しい生活を始める季節は、賃貸アパートの入居・退去時のトラブルも多く、注意が必要です(表1)。



表1 18歳～29歳の消費者トラブル受付件数上位5品目

(県内の消費生活相談窓口で2024年4月～12月に受け付けた2,468件から)

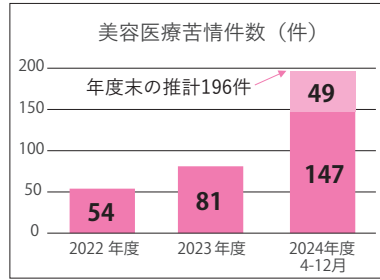
順位	商品・サービス名 (相談件数)	相談例
1位	商品一般 (商品が特定できないもの) (176件)	クレジットカード会社からメールがあり、ID、パスワードを求められ入力。免許証の写しを求められて違和感を覚え、途中でインターネットで検索。フィッシング詐欺と思うが、クレジットカード会社に連絡しカードを作り直した方がいいか。(29歳 女性)
2位	賃貸アパート・マンション (174件)	1Kの賃貸マンションの退去時にクロスの貼り替えなどで20万円の原状回復費用を請求された。支払う必要があるか。(25歳 女性)
3位	医療サービス* (156件)	*うち美容医療が147件 詳しくは次のページで!
4位	内職・副業その他 (141件)	詳しくは次のページで!
5位	エステティックサービス (128件)	詳しくは次のページで!



「美容医療」「エステティックサービス」のトラブル

「医療脱毛を契約していたクリニックが倒産した。10回中4回が未施術で残っている。クレジットカード一括で37万円を支払い済み。どうしたらよいか。」(25歳 男性)

「脱毛エステをしたくてエステ店に出向き、3年半、30万円もの契約をしてしまった。こんな高額な契約をするつもりはなかったが、長時間勧誘されて、断れなかった。解約したい。」(22歳 女性)



ここが大事なポイント！

- 事業者が倒産すると、ほとんどの場合、既に支払った代金の返金は困難です。
長期間にわたる高額な契約は避けましょう！不要なら、きっぱり断りましょう。
- 「格安クーポン」「キャンペーン」などの広告にひかれて店舗に行き、強引に勧誘され、断り切れず高額な契約を結んでしまう例が見られます。**当日の契約は避け、慎重に検討しましょう！**
- 契約期間が1か月を超え、総額5万円を超えるエステと一部の美容医療は、**クーリング・オフ**(※1)や**中途解約**ができます。あきらめずにご相談を！
- 美容医療では、施術の効果やメリットだけでなく、**リスクや副作用等**についても医師から説明を受け、しっかり判断しましょう。



(※1)「クーリング・オフ」とは？

訪問販売など一定の取引(通信販売は対象外)について、いったん契約の申し込みや契約の締結をした後でも、一定期間は無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除できる制度



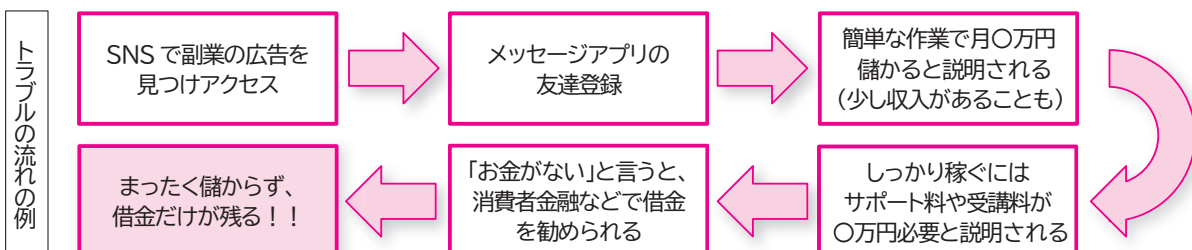
スマホで見つけた「副業」のトラブル

「簡単に稼げるとの副業のネット広告を見てSNS(※2)登録。テキスト代金2万円を払い、指示されるタスクをこなす副業。メッセージアプリでやり取りして『仕事をしたい』と返信したが、怪しいと思い警察に相談し、警察の指示でメッセージアプリをブロックしている。他に何かすべきか。」(18歳 男性)

(※2)「SNS」とは？

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人との交流をはかるためのインターネット上のサービスのこと。

「スマホで副業を探していて見つけたサイトに連絡。メッセージアプリの登録に誘導され、その後電話で月5万円を稼げる方法の説明を受けた。相手に言われるままスマホで手続きをし、個人名義の口座に40万円を振り込んだ。後日金融機関から返済の督促の電話があり、その時に借金をしたと気づいた。無収入で返済困難。どうすればよいか。」(22歳 女性)



ここが大事なポイント！



- 簡単に儲かる話はありません！
- 「メッセージのやり取りだけで報酬が」、「スマホだけで稼げる」など、**簡単に稼げる**ことを強調する**インターネット上の広告**や、**SNS**で知り合った人から誘われる**儲け話**などは、**うのみにしない**ようにしましょう！
- SNSから出会い系サイト・アプリなど、**別の連絡手段に誘導**された場合には**注意**しましょう！
- 安易に**個人情報など大事な情報を教えない**ようにしましょう！
- 遠隔操作で、知らない間に消費者金融や銀行などで**借金をさせられる場合**もあります。少しでもおかしいと思ったら、**支払う前に相談を！**
- トラブルに巻き込まれた際には**早めにご相談を！** ネット上でやりとりした内容は**スクリーンショット**などで**保存**しておく**と大事な証拠**になります。

相談

迷った時、困った時は「とりあえず」消費生活センターに聞いてみよう！

「消費生活センター」を知っていますか？

- 県や市町が設置する下記の相談窓口のことです。消費者トラブルに巻き込まれたときはもちろん、トラブルになっていない場合でも、迷ったり困ったりした時は気軽にご相談ください。**1日でも早い対応が大切です。**
- 消費者ホットライン「188」（いやや）にお電話いただくと、最寄りの消費生活センターにつながります。電話のほか来所でのご相談にも対応します。**相談は無料。秘密は守られます。**

●市町の相談窓口●

神戸市消費生活センター	078-371-1221
尼崎市消費生活センター	06-6489-6696
西宮市消費生活センター	0798-64-0999
芦屋市消費生活センター	0797-38-2034
伊丹市立消費生活センター	072-775-1298
宝塚市消費生活センター	0797-81-0999
川西市消費生活センター	072-740-1167
三田市消費生活センター	079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110
あかし消費生活センター	078-912-0999
加古川市消費生活センター	079-427-9179
高砂市消費生活センター	079-443-9078
稲美町消費生活センター	079-492-9151

播磨町消費生活センター	079-435-1999
西脇市消費生活センター	0795-22-3111
三木市消費生活センター	0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000
加西市消費生活センター	0790-42-8739
加東市消費生活センター	0795-43-0502
多可町消費生活センター	0795-32-3322
姫路市消費生活センター	079-221-2110
神河町住民生活課	0790-34-0963
市川町住民環境課	0790-26-1011
神崎郡消費生活中核センター (福崎町生活科学センター内)	0790-22-4977
相生市消費生活センター	0791-23-7149
たつの市消費生活センター	0791-64-3250
赤穂市消費生活センター	0791-43-7067

宍粟市消費生活センター	0790-63-2225
太子町消費生活センター	079-277-1015
上郡町消費生活センター	0791-52-1115
佐用町消費生活センター	0790-82-0670
豊岡市消費生活センター	0796-21-9001
養父市消費生活センター	079-662-3170
朝来市消費生活センター	079-672-6121
香美町消費生活センター	0796-36-1941
新温泉町消費生活センター	0796-92-2070
たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
丹波篠山市消費生活センター	079-552-1186
丹波市消費生活センター	0795-82-0996
洲本市消費生活センター	0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
淡路市消費生活センター	0799-64-0999

●県の相談窓口●

消費生活総合センター	078-303-0999
但馬消費生活センター	0796-23-0999

- 消費者ホットライン「188」は、お近くの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。
- 土日祝日についても、市町や県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始を除いて、原則毎日利用できます。



消費者行政の推進に係る県・市町合同による首長表明

兵庫県と県内市町は全国に先駆けて、消費生活相談や消費者教育・啓発など消費者行政に力を入れてきました。県民の皆様の安全で安心な消費生活の実現を図るため、今後も県・市町協働で消費者行政を推進していきます。

兵庫県知事、神戸市長、姫路市長、尼崎市長、明石市長、西宮市長、洲本市長、芦屋市長、伊丹市長、相生市長、豊岡市長、加古川市長、赤穂市長、西脇市長、宝塚市長、三木市長、高砂市長、川西市長、小野市長、三田市長、加西市長、丹波篠山市長、養父市長、丹波市長、南あわじ市長、朝来市長、淡路市長、宍粟市長、加東市長、たつの市長、猪名川町長、多可町長、稲美町長、播磨町長、市川町長、福崎町長、神河町長、太子町長、上郡町長、佐用町長、香美町長、新温泉町長

Focus!

くらしを安全に

加熱できない容器や食品があります

～電子レンジの事故を防ぐポイント～

手軽に食品を加熱できる電子レンジについて、「レトルト袋に入った食品を温めて煙が出た」「卵を加熱したら爆発しプレートが割れた」といった事故に関する相談が寄せられています。

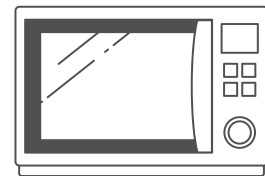
4月からの新生活を前に、電子レンジの注意点を以下のとおりまとめました。

○調理前に、取扱説明書及び商品パッケージに記載されている注意事項を確認する。

・禁止されている容器を加熱しない。

■オープン機能付き電子レンジの取扱説明書の注意事項の例

容器の種類	金属容器	アルミホイル	耐熱性のあるプラスチック容器	ラップ (耐熱温度140°C以上)
レンジ加熱	✕ 使えません スパークが生じるため使用できません。	✕ 使えません 放電・火花・やけどの原因になります。	○ 使えます	○ 使えます
ヒーター加熱 (オープン調理)	○ 使えます	○ 使えます	✕ 使えません 変形したり、焦げたりします。	✕ 使えません 溶けたり、発火したりします。



■カップ麺の商品パッケージに記載されている注意事項の例



・禁止されている食品を加熱しない。

卵や切り込みを入れていない栗など、膜や殻に覆われている食材を電子レンジで加熱すると、食材内部の水分が膨張して圧力が高まり、破裂しやすくなります。

○調理中は、その場を離れない。加熱しすぎない。

- ・食品の様子を見ながら少しずつ加熱することで、事故を防ぐことができます。短い時間でも調理中は機器本体から離れないようにし、やむを得ず離れる場合は調理を中断しましょう。
- ・水分の少ない食品（パンや芋など）は水分を多く含む食品よりも比較的早く炭化し、スパーク（火花が発生）して発火します。

○調理後は、こまめに掃除する。

庫内やドアの内側に食品かすなどの汚れが付着した状態で使用すると、炭化してスパーク（火花が発生）し、発火するおそれがあります。

「電子レンジの事故を防ぐポイント」は、以下の公表資料から、引用・抜粋・転載したものです。
(独)製品評価技術基盤機構
2024年9月26日プレスリリース

知識と体力を身につけて、
消費者トラブルを事前に
回避しましょう！



カラダで覚える！



消費者トラブル

回避体操



気軽に消費者問題を学べる交流の場
「消費生活情報プラザ」をご活用ください！

- オンライン消費生活講座の開催
- 消費者問題に関わるグループの活動の場
- 消費者問題に関する書籍の閲覧
- 消費者カアアップ体験学習会申込 など

お気軽にお問い合わせください。
(電話 078-302-4001)

Aらいふ

兵庫県立消費生活総合センター
相談啓発部 学習交流推進課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL: 078-302-4001

(消費生活相談) 078-303-0999

- 消費生活総合センターホームページ
<https://www.seiken.server-shared.com/>
 - 兵庫県安全安心な消費生活推進本部 X (旧 Twitter)
<https://x.com/HyogoShohi>
- Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも
E-mail: shohi_sogo@pref.hyogo.lg.jp
FAX: 078-954-5640



①HP



②X

06民◎2-005A4